

7資公部第239号

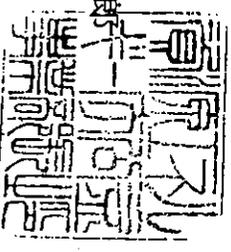
平成7年7月7日

社団法人日本瓦斯協会

会長 渡邊 宏 殿

通商産業省資源エネルギー庁

公益事業部長 太田 信一郎



一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための保安規程に係る関係通達の整備に関する通達について

別添のとおり、各通商産業局長等あてに通達しましたので通知します。

つきましては、貴協会において、会員各位に対し、別添の通達の旨を遺漏のないよう周知してください。

別川添

7 資公部第239号

平成7年7月7日

資源エネルギー庁公益事業部長

一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する
保安を確保するための保安規程に係る関係通達の整備に関する通達

- 1 昭和51年10月15日付け51資公部第452号（保安規程モデルの改正について）、昭和52年1月21日付け52資公部第5号（保安規程の運用について）、昭和56年2月24日付け56資公部第73号（「保安規程モデル」の改正及び「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」の制定について）及び昭和57年3月11日付け57ガ保第4号（緊急車等の装備に係るガス漏れ調査用具について）は廃止する。

- 2 昭和47年5月8日付け47公局第328号（導管等埋設図の作成要領について）の前文を次のように改める。

各一般ガス事業者において導管の的確な管理を行うためには、導管の埋設位置、深さ及び圧力等に関する図面を作成することが望ましい。

作成に当たっては、下記要領を参照するよう、貴局管内の一般ガス業者に周知されたい。

- 3 昭和54年8月31日付け54ガ保第4号（保安規程に係る各種要領のモデルについて）の一部を次のように改める。

本文中「各ガス事業者」を「各簡易ガス事業者」に改める。

別添モデル中、一般ガス事業に係る「他工事協議巡回立会要領」、「ガス漏えい通報処理要領」及び「導管事故緊急対策要領」を削る。

4 昭和56年2月26日付け56資公部第72号（地下街等におけるガス保安対策について）の一部を次のように改める。

別記4中「ガス事業者における緊急時の保安業務体制については、別途、昭和56年2月24日付け56資公部第73号をもって通達した「保安規程モデル」の改正及び「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」の制定について」により体制の整備を図ることとしたが、更に、「を削る。」

附 則

この通達は、平成7年7月7日から施行する。